

震災相談に必要な支援制度の知識

-なぜ支援制度の情報提供なのか-



被災者支援情報さぽーとページ



日弁連 災害復興支援委員会 副委員長
関東弁護士会連合会 災害対策委員会
日本災害復興学会 復興支援委員会



弁護士・防災士 永野 海
Web: naganokai.com

↑ 「ひさぽ」でインターネット検索してブックマークを！

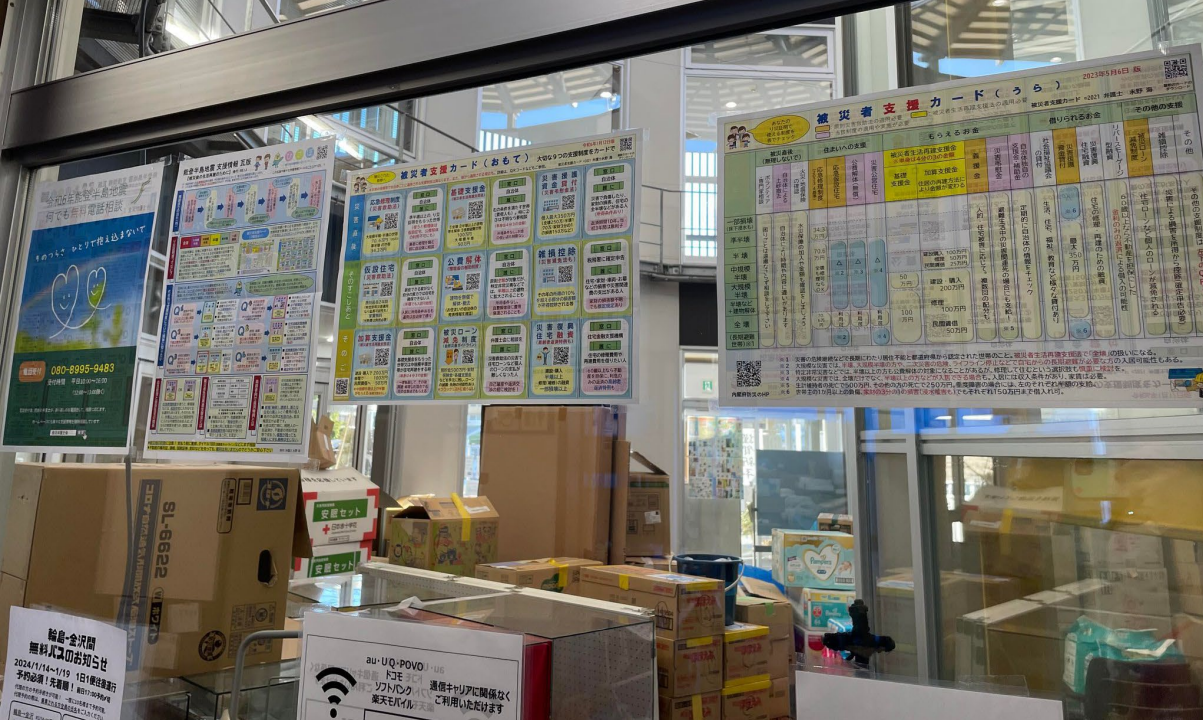
能登半島地震の被害状況（石川県の例）



写真提供:震災がつなぐ全国ネットワーク 松山文紀さん(石川県珠洲市)

- 死者 236名
- 安否不明 19名
- 避難者 1万4467名
※在宅避難者・車中泊などは含まず
- 住宅被害 4万3369棟
- 停電 約4100戸
- 断水 約4万3190戸

上記は石川県の数字
石川県発表による(R6.1.27 14時時点)



写真提供: 玉木優吾さん(石川県穴水町の避難所)

弁護士が

法律相談だけじゃなく

〈困りごと〉を広く聞き

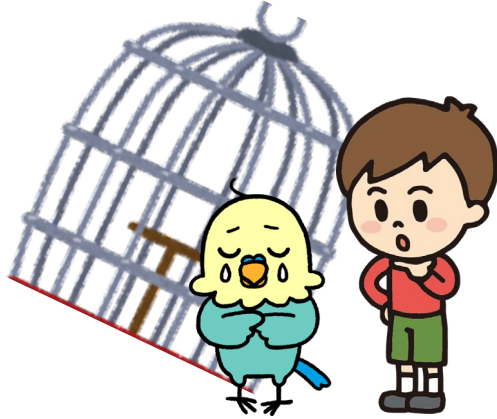
〈情報提供支援〉をする意味と理由



発災後の流れと被災者の不安



被災



当面の住まい問題



再建方法の悩み



再建の完了

被災者の不安

生活・健康面の不安

情報が
ない不安

再建の為の
お金の不安

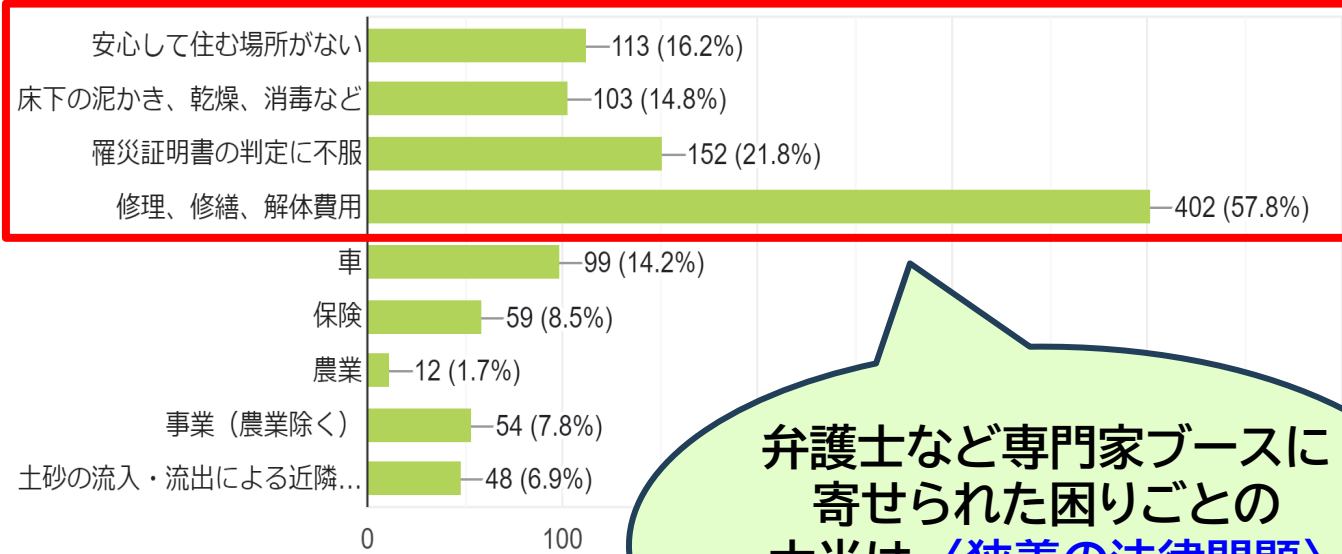
相談相手が
いない不安

保健師さんなどプロによるサポートがされやすい

これまで十分には対応されてこなかった

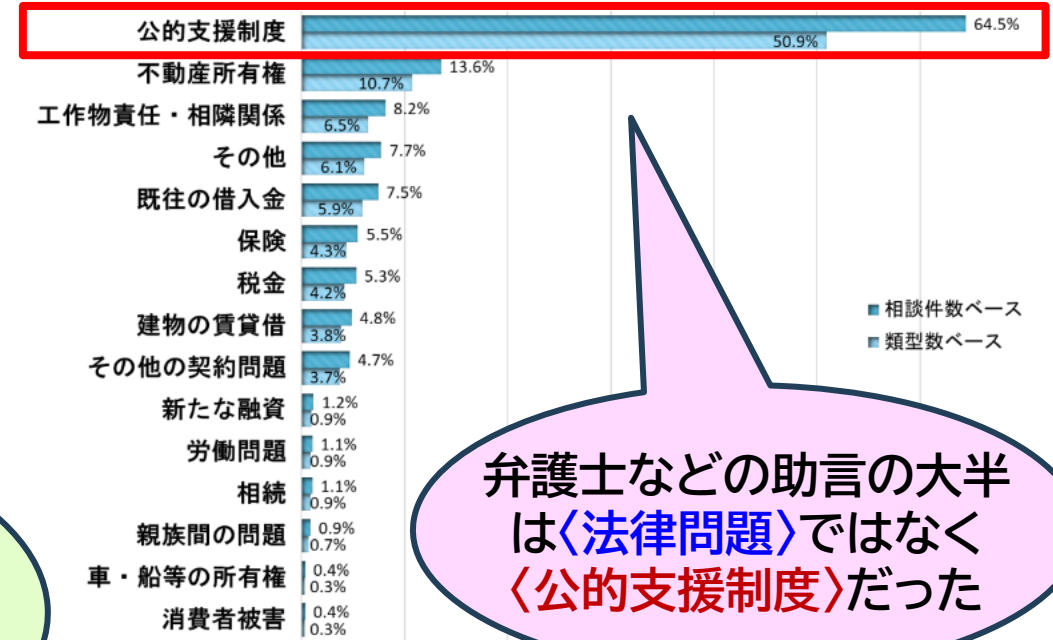
【統計】令和4年台風15号での土業相談ブースの相談内容・助言内容

困っていることの大分類（複数選択可） ※ あてはまるものがなければ飛ばしてください
696 件の回答



弁護士など専門家ブースに寄せられた困りごとの大半は、**〈狭義の法律問題〉**ではなく、**〈再建や住まい〉**のことだった

1 全体の相談内容の傾向¹ [相談件数ベース：n=1,114² / 類型数ベース：n=1,410]



弁護士などの助言の大半は**〈法律問題〉**ではなく**〈公的支援制度〉**だった

↓ そういう意味では、金沢弁護士会さんが瓦版と電話相談チラシなどをセットで避難所等に配っていただいているのは、とっても効果があると思います(私見)



- 弁護士が **〈法律相談〉** だけを扱う専門家ではなく
- **〈住まい・生活の再建の悩み〉** も聞いてくれて、
- **〈自分が使えそうな支援制度〉** も教えてくれる存在だと
- **〈被災者〉〈自治体の職員〉〈NPO団体〉〈地域〉** のみんなが知れば
- 被災地での弁護士相談ブースを訪れる人は、何倍、何十倍にもなります

支援情報瓦版 1段目



能登半島地震 支援情報 瓦版

【被災後の生活再建のために】 発行:R6.1.3(1.21補訂)



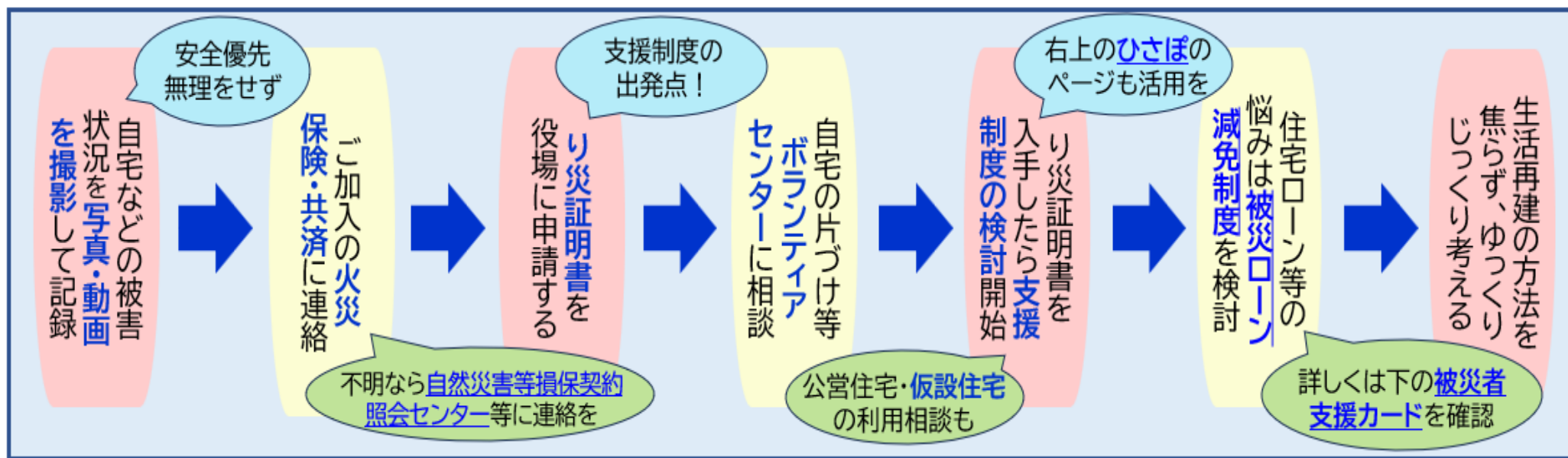
被災者支援情報さぽーとページ



- ※ 当該地域への災害救助法等の適用、その他の条件などによって、使える支援制度は異なります。
- ※ この瓦版の情報は令和6年1月3日時点のもので、その後、変更が生じる可能性があります。

この瓦版や様々な支援情報ツールは[こちら](#)からDL ↑

再建までの流れ(例)



より詳しくは

→〈住まいの再建ロードマップ〉を活用



直接DLサイト

現地で建替えのロードマップ



相談者さんと一緒に、このロードマップをみながら、いまどの位置にいるか確認してみましょう



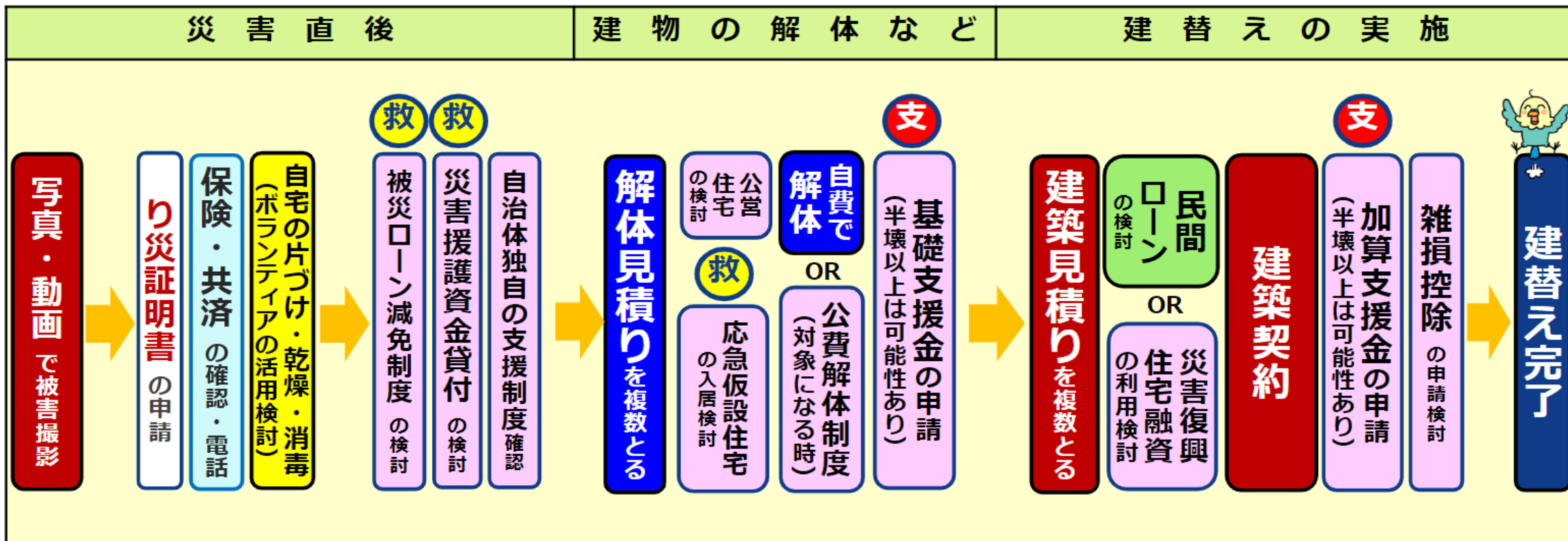
・・・災害救助法が適用されたとき

- ※ 災害援護資金貸付は都道府県内に救助法の適用自治体が1つでもあればOK
- ※ 被災ローン減免制度は、国内にその災害に関する救助法の適用自治体が1つでもあればOK



・・・被災者生活再建支援法が適用されたとき

- ※ この法律が適用されない場合でも同様の支援金を給付する独自の制度がある都道府県が複数ある



支援情報瓦版 2段目



り災証明書ってなに?...

全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
----	-------	-------	----	-----	------

り災証明書は、役場に申請すると、被害を受けた住宅を調査した上で、発行してもらえる住宅被害の証明書です。表のように、主に、全壊、半壊など6種類に分かれます。**多くの支援制度が、り災証明書と結びついているので、り災証明書の申請は、再建のスタートになります。**重い判定ほどたくさんの支援が受けやすいのが特徴。最初の判定に疑問があれば、**再調査や二次調査**の申請も可能なので、発行した自治体に相談して下さい。

被災者支援カード (2種類あり)

り災証明書と使える支援制度の関係や、主な支援制度を簡単にまとめたカードがあるので、この瓦版**右上**のQRコードからDL(無料)を!

被災者支援カード(うら) 2023年1月24日 版

被災状況 (調査した上で)	住みかたの支援	もらえるお金	借りられるお金	その他の支援
一部損壊 (以下いずれも)	住みかたの支援	住みかたの支援	借りられるお金	その他の支援
準半壊	住みかたの支援	住みかたの支援	借りられるお金	その他の支援
半壊	住みかたの支援	住みかたの支援	借りられるお金	その他の支援
中規模半壊	住みかたの支援	住みかたの支援	借りられるお金	その他の支援
大規模半壊	住みかたの支援	住みかたの支援	借りられるお金	その他の支援
全壊 (長期避難者等を除く)	住みかたの支援	住みかたの支援	借りられるお金	その他の支援

被災者支援カード(おもて) 大切な9つの支援制度をカードで

災害補償制度 (災害補償法)	被災者支援金 (災害補償法)	基礎支援金 (災害補償法)	災害補償金 (災害補償法)	災害補償金 (災害補償法)
仮設住宅 (災害補償法)	仮設住宅 (災害補償法)	公費解体 (災害補償法)	公費解体 (災害補償法)	雑損控除 (災害補償法)
加算支援金 (災害補償法)	加算支援金 (災害補償法)	被災ローン減免制度 (災害補償法)	被災ローン減免制度 (災害補償法)	災害復旧住宅融資 (災害補償法)

〈り災証明の判定変更の助言に関する能登半島地震のポイント〉

- **液状化**の被害が適正に判定されているか(特殊な判定方法です) ➔
- 地震による損壊被害 **準半壊(10~19点)**の判定をされた方を**半壊(20点~29点)**に上げてあげたい
- ➔ **公費解体**が使えるようになる。解体したら**最大300万円支援金**がもらえる! **雑損控除**の割合が激増!




被災者支援カード(うら) 使い方

あなたのり災証明で使える制度を表でチェック

被災者支援カード(うら) 2023年5月6日版

 : 原則災害救助法の適用必要
 : 被災者生活再建支援法の適用必要
 : 当該制度の適用や実施が必要

被災者支援カード ©2021 弁護士 永野 海 最新のカードのダウンロード



	被災直後(無理しないで)			住まいへの支援				もらえるお金		借りられるお金				その他の支援				
	専門家相談 ポフンテア	自治体による 土砂撤去	火災・地震保険 の確認	応急修理制度 (2023.4.14以降)	応急仮設住宅	公費解体(無償)	災害ハ公営住宅	被災者生活再建支援金 ※単身は4分の3の金額	義援金	災害用慰金	自治体独自の 支援金・補助金	社会福祉協議会 の貸付	資金貸付 災害援護	住宅融資 災害復興	リバースモーゲージ 型融資	被災ローン 減免制度	雑損控除	その他
一部損壊 (床下浸水も)	困り、不安、迷惑などは遠慮なく専門家に相談してください	自治体により時期や内容に違いがあります	水災保障の加入や金額も確認をしましょう	34.3万円					人的・住宅被害に応じて。複数回の配分も	避難生活中の災害関連死の場合にも支給! ※5	定期的に自治体の情報をチェック	生活、住宅、福祉、教育など様々な貸付あり	△ ※6	住宅の修理・再建のための融資	60歳以上なら不動産を担保にした 金利のみの返済による借入の可能性	住宅ローンなど個人のローンが減免される	災害による損害を所得から控除(確定申告必要)	その他の支援制度は左下のQRコードから
準半壊				70.6万円	△ ※2	△ ※3	△ ※4	建設購入 100万円 修理 50万円 民間貸借 25万円					最大 350万円					
半壊				70.6万円	△ ※2	△ ※3	△ ※4	建設・購入 200万円 修理 100万円 民間貸借 50万円					最大 350万円					
中規模半壊				70.6万円	△ ※2	△ ※3	△ ※4	建設・購入 200万円 修理 100万円 民間貸借 50万円					最大 350万円					
大規模半壊				70.6万円	△ ※2	△ ※3	△ ※4	建設・購入 200万円 修理 100万円 民間貸借 50万円					最大 350万円					
半壊など +建物解体				70.6万円	△ ※2	△ ※3	△ ※4	建設・購入 200万円 修理 100万円 民間貸借 50万円					最大 350万円					
全壊				70.6万円	△ ※2	△ ※3	△ ※4	建設・購入 200万円 修理 100万円 民間貸借 50万円					最大 350万円					
(長期避難世帯)※1																		



和歌山県海南市での弁護士相談ブース

A3印刷 (ラミネート加工も)

で現地ブースや電話相談の机においておき、この表を相談者さんと一緒にみながら説明すると話しやすいです

はじめて罹災証明書を知る被災者の方でも理解しやすい



内閣府防災のHP

- ※1 災害の危険継続などで長期にわたり居住不能と都道府県から認定された世帯のこと。被災者生活再建支援法で「全壊」の扱いになる。
- ※2 大規模な災害では、半壊、大規模半壊の方や、二次災害の危険、ライフライン停止などで自宅からの長期避難が必要な方の入居可能性もある。
- ※3 特定非常災害などでは、半壊以上の方も公費解体の対象になることがあるが、修理して住むという選択肢も慎重に検討を。
- ※4 大規模な災害では、全壊だけでなく、半壊以上の方などが入居できる場合も。入居には収入条件があり、家賃は必要。
- ※5 生計維持者の死亡で500万円、その他の方の死亡で250万円。重度障害の場合には、左のそれぞれ半額の支給。
- ※6 世帯主の1か月以上の負債、家財の3分の1の損害(浸水被害も)でもそれぞれ150万円まで借入れ可。



被災者支援カード(おもて) 使い方



直接DLサイト
(おもて・うら)

被災された皆様へ **被災者支援カード(おもて)** 令和6年1月12日版 大切な9つの支援制度をカードで

*災害の規模等で自治体ごとに適用される支援制度は異なります。また、後から適用される場合も。詳細は、QRコードなどご参照。 被災者支援カード ©2021 弁護士永野 海 最新カードのダウンロード

災害直後	応急修理制度 (災害救助法) 大規模半壊・半壊の世帯 70.6万円 (2023) 準半壊の世帯 34.3万円	窓口 自治体 誰に 準半壊以上の、り災証明をもらった世帯(使うと修理後は仮設住宅、公費解体の利用不可にも) 業者に修理を頼む前に自治体に相談	基礎支援金 (被災者生活再建支援法) ①全壊 ②半壊以上の建物等を解体 ③長期避難世帯 100万円 大規模半壊 50万円	窓口 自治体 誰に 左の条件を満たす世帯(賃借人も)。特に②③は不明なら要相談(単身は4分3の金額) 所得条件なし。お金の使い道も制限なし	災害援護資金貸付 (災害弔慰金法) 借入最大350万円(全壊250万/半壊170万/家財3分の1の損害150万など)	窓口 自治体 誰に 災害で負傷したり、家財の損害、住宅の全半壊などがある人(所得条件あり) 返済期間10年。当初3年間は無利子	
	そのすいっあと	仮設住宅 (災害救助法) 原則最長2年間(特定非常災害適用なら延長可能性も) 家賃無料(光熱費は負担必要)	窓口 自治体 誰に 居住できる家がなく、自分の資力では住宅を確保できない人(半壊でも入居可能性) 入居に所得条件あるも運用は自治体で様々	公費解体 (環境省の補助制度) 建物を無償で解体・撤去(お住まいの自治体の発表情報を確認)	窓口 自治体 誰に 原則全壊が対象だが、特定非常災害などでは、半壊以上の建物に拡大されることも 所得条件なし。自費解体後に費用償還されることも	雑損控除 (災害減免法も) その年の所得の10%を超える部分の損害額が所得控除される等	窓口 自治体 誰に 税務署に確定申告 住宅・家財・車両・お墓などの損害や災害関連費の支出がある人 家財の損害額不明でも推定規定あり
		そのい	加算支援金 (被災者生活再建支援法) 建設・購入で 200万円 修理で 100万円 民間貸借入 50万円 *中規模半壊は上の半額がもらえる(基礎支援金なし)	窓口 自治体 誰に 基礎支援金をもらった世帯又は中規模半壊世帯が住宅再建をする時(単身は4分3の金額) 一度転居して、その後再建・修理した場合でも左の金額までもらえる	被災ローン減免制度 (自然災害ガイドライン) 預貯金500万円・家財保険金・各種支援金などを手元に残し、ローンの減額・免除の可能性あり *ブラックリストに載らない	窓口 自治体 誰に 弁護士会に相談 災害救助法の災害で住宅ローンなど個人のローンの支払が難しくなった人 自己破産や返済交渉の前に検討を！	災害復興住宅融資 (高齢者返済特例も) 建設・購入半壊以上 修理(補修)の融資一部損壊以上

A4印刷 (でも全然OKです)

さきほどの支援カード(裏)の横においておき、支援制度の具体的内容を説明したいときに。

これも、暗記でなく、一緒にみながら読み上げる形でOKです!



直接DLサイト

災害直後！ 応急修理制度



応急修理制度 (災害救助法)



大規模半壊・半壊の世帯
70.6万円 (2023)
準半壊の世帯
34.3万円

窓 口

自治体

誰 に

準半壊以上の、り災
証明をもらった世帯
(使うと修理後は
仮設住宅、公費解体
の利用不可にも)

業者に修理を頼む
前に自治体に相談

- ・被災住宅の修理の補助制度です
- ・半壊以上の人は70.6万円、準半壊の人は34.3万円の修理補助が受けられます
- ・「自分の資力では修理できない人」が対象ですが、**所得証明書などでの資力審査は現在は行われていません**
- ・お金をもらう制度ではなく、自治体が修理契約の一部を引き取る制度なので、**契約前、最悪でも業者にお金を払う前に、自治体に相談する必要があります**
- ・**修理の対象**は細かく限定されています
(直近の被災自治体のHPなどで、どの工事が対象になるか確認して下さい)
- ・応急修理制度を使うと、修理後は仮設住宅には入れませんし、公費解体制度も利用できなくなります (**併給禁止** 利用判断は慎重に!)

A4印刷 (で全然OKです)

被災者支援カード(おもて)の9つの支援制度を、もう少しだけ詳しく説明したパネルです。

より詳しくご説明する必要があるときは、使ってください。
(これ以上の知識は不要です!)

支援情報瓦版 3段目

それぞれの制度の詳細は
さきほどの支援カードの
解説パネルを横に
おいてみれば十分です



代表的な支援制度について簡単に知りたい

日本には、数えきれないほどの支援制度があります。詳しくは、「ひさぼ」の中の「被災者支援チェックリスト」で確認いただけますが、まずは、代表的な支援制度だけでもいくつかカード形式で確認しておきましょう。



各制度には、災害の種類、お住まいの自治体、所得などにより使えないものもありますし、発表が遅いものもあります。**常に情報をチェック**して、わからないときは自治体に相談を。

Q1 家族が今回の災害で、**亡くなったり重い障害を残してしまったり**したら？

災害弔慰金

家族の死亡時に遺族に500万円又は250万円支給

- 自治体に申請する
- 避難生活中の死亡も**災害関連死**として相談して下さい
- 重い障害の時の見舞金制度もあり

Q4 **自宅を修理**する場合の補助や支援はありますか？
注)災害救助法の当該地域への適用が必要です

応急修理制度

仮設住宅
半壊以上 70万6000円
準半壊 34万3000円

- 準半壊以上の人が対象になる制度
- 必ず**修理前**に自治体に相談して下さい
- 仮設住宅との併用禁止にも注意(後述)

Q2 壊れた建物の**解体費用**や**撤去費用**の支援はありますか？

公費解体

原則全壊が対象。特定非常災害等なら半壊以上の家屋や一部事業所も無料で解体・撤去

- 主に全壊した住宅等の**解体・撤去**が公費負担になる制度
- 能登半島地震では、**半壊以上**に対象が拡大されています

Q3 修理、建替、住宅購入など**被災後の再建の費用**を借りられる制度は？

災害復興住宅融資
(建設・購入・補修)

建設・購入資金は半壊、補修は一部損壊以上が条件

- **住宅金融支援機構**(旧住宅金融公庫)に相談して下さい
- 60歳以上なら**高齢者向け返済特例**も(後述)

Q3 住宅の被害を受けた人への**支援金**はありますか？
注)被災者生活再建支援法の当該地域への適用が必要です

被災者生活再建支援金

基礎支援金

全壊・解体・長期避難 100万円
大規模半壊 50万円

加算支援金

建設・購入 200万円
修理 100万円
民間貸借 50万円
*中規模半壊以上の各半額

■ 最大で**300万円**の支援金(後述)

Q6 損害を受けた被災者に対して**所得税**や**住民税**を軽減する制度はありますか？

雑損控除
(災害減免法)

建物・家財・車・墓地などの被害や災害による支出で税金が減免される

- **医療費控除**の制度と類似した制度です
- 保険でカバーされない損害分が所得から控除されます
- **確定申告**が必要です

生活再建カード 貼付けパターン集

り災証明と住まい再建方法の組み合わせの
ほぼ全パターン作ってます

= 知識ゼロでもパターン集どおりに貼ればOK!



熱海土石流災害の弁護士相談ブース

中規模半壊 世帯で
解体/修理/賃借人 の場合

注意点

▼この場合に、利用を考慮することが多く、実際に使える可能性もある支援制度のカードの例です。

※あくまで典型的なパターンなので、ここにはないカードでも使えることも

▼それぞれの制度の内容は、被災者支援カードもあわせてみて確認しましょう。

➡ここから被災者支援カードをDL



※実際にその支援制度のカードが使えるかは、災害救助法や被災者生活再建支援法の適用などによっても変わります

カードで 得られる金額	気軽に相談	保険(共済)金額	70.6万円	情報に注意
最初の生活場所	ボランティア 専門家支援 片付け・土砂撤去 など様々な困り ごとの相談	火災(地震) 保険・共済 火災保険だけで は地震・津波の 損失が補えない	応急修理 制度 仮設住宅 半壊以上 70万6000万円 半壊 34万3000円	自治体の 独自支援 自治体により支援 の有無・内容が異 なるので情報収集
カードで 得られる金額	?	250/500万円	250~万円	税金が戻る
次の生活場所	仮設住宅 最長2年・出入 家賃補助 半壊以上入居可能	義援金 被災者の死や住家 被害の程度により 支給される	災害援護 資金貸付 1か月以上の負債 家財損害、住家破 壊に起因最大 350万円貸付	雑損控除 (災害減免法) 建物・家財・車・基 地などの被害や災害 による支出で税金 が戻れる
カードで 得られる金額	50万円 (単身は3/4)	上限1200万円	上限1200万円	ローン減免
最終的な住まい	被災者生活再建支援金 加算支援金 返済期間 優遇期間 建設・購入 200万 修理 100万 設備改善 50万 ※申請期間以上 の長年	災害復興 住宅融資 (建設・購入・増築) 建設・購入 200万 修理 100万 設備改善 50万 ※申請期間以上 の長年	リバース モーゲージ 0円以上なら、不 動産を担保に、利 息のみの返済可能	被災ローン 減免制度 住宅、事業、教育 などの個人ローンの 減額・免除

原則どちらか

どちらか

A4印刷 (で全然OKです)

もう少し生活再建のフェーズが
すすむと、解体か修理か、
現地再建か転居か、公営住宅に
入るか、いろんな悩みが...

コタツで蜜柑をむきながら
お話するように、カードを切りな
がら、被災者さんが使えるカード
を貼って差し上げると
とっても喜ばれます。



被災者支援チャットボット〈ひちゃぼ〉 (東京海上グループと共同開発) ※試験運用中



あなたが利用できる可能性がある制度の一例は以下のとおりです。また、必ずお住まいの自治体独自の支援制度の有無もご確認ください。詳しくはお住まいの自治体などにお問い合わせください。



その災害に適用されている法律(※)や、ご自身の被害の程度などによって、使える支援制度は異なることにご注意ください。
※①災害救助法の適用(応急修理制度や応急仮設住宅などに繋がります)、②被災者生活再建支援法の適用(基礎支援金、加算支援金に繋がります)、③特定非常災害特別措置法の適用(公費解体制度の対象拡大などに繋がることがあります)
自治体のホームページや報道などで最新の情報を確認してください。

使える可能性のある支援制度を
教えてもらえる



【制度名】
応急仮設住宅

【概要】
災害救助法に基づき、居住できる家がなく、自分の資力では住宅を確保できない場合に、自治体が建設する仮設住宅や、民間賃貸住宅を借り上げる「みなし仮設」に入居できる可能性があります。
※応急修理制度との併用はできない場合もあります
※入居の可否などはお住まいの自治体などにお問い合わせください。
【入居可能期間】
原則2年間(特定非常災害などでは延長の可能性がありますが)

〈お願い〉
恐れ入りますが、被災者支援チャットボットに関する東京海上日動や代理店等へのお問合せはご遠慮願います

これがあれば
知識なんてなくても
自分が使える支援
制度のめぼしが
つけられる！

5つほどの
質問に答える
だけで

東京海上日動

公的支援制度に関するチャットボット



最大5つの質問にお答えください。



罹災証明を取得済みですか。(罹災証明の種類により利用できる制度が異なります)

取得済み

未取得

取得済み



罹災証明による被災区分を選択してください。

全壊

大規模半壊

中規模半壊

半壊

準半壊

一部損壊

支援情報瓦版 4段目

公費解体も
使えなくなる！

応急修理と仮設住宅の関係



OR



応急修理制度を使うと、修理後などは、**仮設住宅**に入れない、**公費解体**が使えない等の運用もあります。そのため、特に、**半壊以上の人**など仮設住宅や公費解体が利用できる可能性のある人は、慎重に検討して下さい

半壊や敷地被害
で解体するとき
の「やむを得ず」
は緩やか！

被災者生活再建支援金とは

基礎支援金	加算支援金	
全壊・解体等 100万円	建設・購入	200万円
大規模半壊 50万円	補修	100万円
	民間賃貸	50万円

中規模半壊は、基礎支援金はなく、加算支援金のみ上記の各半額もらえる

※ 単身世帯は各4分の3の金額
※ 賃貸物件では賃借人が対象

- 半壊以上の家や、地盤被害の家を解体すると、「**解体世帯**」として全壊と同じ支援金の可能性
- **長期避難世帯**の認定を受けた場合も全壊と同じ支援金に

高齢者向け返済特例とは

不動産評価の6割
まで借りられる
とイメージして
ください！



住宅金融支援機構は、**60歳以上**を対象にした住宅再建のための特別な貸付制度を用意しています。ポイントは次のとおり。

- **修理(補修)、建替え、新たな住宅の購入**などの費用の借入
- 毎月の返済は**利息のみ**。抵当権設定が必要です。
- 元金は死亡時に、相続人の一括返済か、不動産の売却代金等で支払う。**債務が残っても相続人に支払義務は生じない。**

◆被災地の詐欺に注意！ 支払う前に警察、ダイヤル188(消費者ホットライン)などにまず相談

◆不動産の権利証、通帳、保険証券、実印などを失っても、**権利は失いません**のでどうかご安心下さい

制作:弁護士 永野 海

まとめ ひさぽツールの使い方



ひさぽツール 活用ガイド



ひさぽのQRコード

ひさぽ(被災者支援情報さぽーとページ)

<http://naganokai.com/hisapo/>

では、被災された方が生活再建、住まいの再建を進める上で大切な「支援制度」の内容や、使い方をご紹介するツールを掲載しています。

この「活用ガイド」では、それぞれのツールを使う場面や、使い方をまとめましたので参考にしてください。

※PDFファイルの下線部をクリックすると、そのページに直接移動できます

【り災証明書を受け取る前～その後】

今後の生活再建の流れや支援制度の全体像・ポイントを確認する

→能登半島地震支援情報瓦版第1号

[ここをクリックしてページを表示](#)

避難所や仮設住宅のこと、それらの流れを確認する(主に石川県の方)

→瓦版第2号

[ここをクリックしてページを表示](#)

住まいの再建までの流れや支援制度活用のタイミングを確認する

→住まいの再建ロードマップ

[ここをクリックしてページを表示](#)

【り災証明書を受け取ったあと 主に初期】

もらった罹災証明書と使える支援制度の関係を表でみる

→被災者支援カード(うら)の表

[ここをクリックしてページを表示](#)

上の表に書いてある支援制度をもう少し詳しく知る

→被災者支援カード(おもて)のカード

[ここをクリックしてページを表示](#)

上のカードの各支援制度をもう少し詳しく知りたい

→被災者支援カード(おもて)のプチ解説集

[ここをクリックしてページを表示](#)

細かな制度も含めて、日本にある支援制度をもれなく確認したい

→被災者支援チェックリスト

(災害救助法など適用の地域用)

[ここをクリックしてページを表示](#)

(適用されていない地域用)

[ここをクリックしてページを表示](#)

【り災証明書を受け取ったあと 具体的再建期】

もらった罹災証明書を前提に、自分が選んだ住まいの再建の際に、どんな支援制度が使えるかを、台紙に貼られたカードで確認したい

→被災者生活再建カードの貼付パターン集

[ここをクリックしてページを表示](#)

※り災証明書と住まい再建のほぼ全ての組み合わせパターン

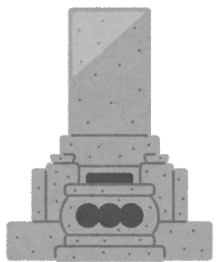
家財損害の雑損控除は奇跡の制度！

※半壊以下の人にも伝えると喜ばれる！ ※医療費控除の制度と仕組みは同じ！

災害による損害



- ・家の修理費用
- ・家財の損害額
(金額の推定規定あり)
↑次ページ



- ・お墓の修理費用など

から もらった保険金 をひく



火災保険の保険金



この金額が、その年の所得の10パーセントを超えていたら、その超えた分、所得を控除してもらえる(=所得税、住民税が減る)



家財の損害額は推定してもらえる！

(2) 家財に対する損失額の計算（生活に通常必要な動産で、車両を除きます。）

① 家財の取得価額が明らかな場合

$$\text{損失額} = (\text{家財の取得価額} - \text{減価償却費}) \times \text{被害割合}$$

② 家財の取得価額が明らかでない場合

$$\text{損失額} = \text{家族構成別家庭用財産評価額} \times \text{被害割合}$$

(3) 車両に対する損失額の計算

$$\text{損失額} = (\text{車両の取得価額} - \text{減価償却費}) \times \text{被害割合}$$

家族構成別家庭用財産評価額

世帯主の年齢	夫婦	独身
～ 29	500	300
30 ～ 39	800	
40 ～ 49	1,100	
50 ～	1,150	

(注) 大人（年齢18歳以上）1名につき130万円を加算し、子供（年齢18歳未満）1名につき80万円を加算します。

この家財の損害額推定規定が非常に大きい

「国税庁 雑損控除」で検索

損害額に乗じる「被害割合」も簡単に決めてくれている

被害割合表

被害割合については、被害状況に応じて、以下の「被害割合表」により求めた被害割合とします。

区分	被害区分		被害割合		摘要
			住宅	家財	
損壊	全壊・流失・埋没・倒壊		%	%	被害住宅の残存部分に補修を加えても、再び住宅として使用できない場合 住宅の主要構造部の被害額がその住宅の時価の50%以上であるか、損失部分の床面積がその住宅の総床面積の70%以上である場合 住宅の主要構造部の被害額がその住宅の時価の20%以上50%未満であるか、損失部分の床面積がその住宅の総床面積の20%以上70%未満であるか、残存部分を補修すれば再び使用できる場合 住宅の主要構造部の被害が半壊程度には達しないが、相当の復旧費を要する被害を受けた場合
	(倒壊に準ずるものを含む)		100	100	
	半壊		50	50	
	一部破損		5	5	
浸水	床上 1.5m以上	平屋	80 (65)	100 (100)	・海水や土砂を伴う場合には上段の割合を使用し、それ以外の場合には、下段のかつこの割合を使用します。 なお、長期浸水（24時間以上）の場合には、各割合に15%を加算した割合を使用します。 ・「床上」とは、床板以上をいい、二階のみ借りている場合は、「床上」を「二階床上」と読み替え平屋の割合を使用します。 ・「二階以上」とは、同一人が二階、二階以上とも使用している場合をいいます。
		二階建以上	55 (40)	85 (70)	
	床上 1m以上 1.5m未満	平屋	75 (60)	100 (100)	
		二階建以上	50 (35)	85 (70)	
	床上 50cm以上 1m未満	平屋	60 (45)	90 (75)	
		二階建以上	45 (30)	70 (55)	
	床上 50cm未満	平屋	40 (25)	55 (40)	
二階建以上		35 (20)	40 (25)		
床下		15 (0)	-		

損害額に掛け合わせる「被害割合」については、
①罹災証明の判定(半壊など)と、
②浸水の程度
を合計してよいことになっている。

(被害割合の計算の例)

たとえば、2階建ての家が、土砂を伴う床上20cmの浸水をして、半壊の罹災証明書ももらった場合

半壊の場合の家財の被害割合 ➡左の表で50%
二階建て以上の家への土砂を伴う床上20cmの浸水 ➡左の表で40%

$50\% + 40\% = 90\%$ ←これが本件の被害割合

(結果) 家財の損害額にこの90%をかけて損害額をだす

(注) 車両に係る被害割合については、上記を参考に、例えば、「補修を加えても再び使用できない場合」には被害割合を100%とするなど、個々の被害の状況を踏まえ適用します。

青色 損失 FA2201

清水 税務署長
令和 03 年分の 所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

現在の住所 静岡県静岡市清水区
氏名 雑損控除 サンプル
生年月日 3 6 4 0 1 0 1

収入金額等	事業等 区分 2	6 0 3 1 5 2 0	課税される所得金額 (1)-(2)又は(3) 又は(3) 又は(3) 又は(3) 又は(3) 又は(3)	0 0 0
所得金額等	事業等 区分 1	1 7 4 9 8 1 1	配当控除 (33)	0 0
	不動産 区分 1		源泉徴収税額 (48)	4 3 2 0 0
	雑業 区分 1		申告納税額 (49)	- 4 3 2 0 0
	配当 区分 1		予定納税額 (第1期分・第2期分) (50)	0 0
	給与 区分 1	1 6 0 0 0 0 0	第3期分の税額 (納め忘れ) (51)	0 0
	公的年金等 区分 1		納付済の税額 (52)	4 3 2 0 0
	雑業 区分 1		公的年金等以外の合計所得金額 (53)	3 3 4 9 8 1 1
	その他 区分 1		配偶者の合計所得金額 (54)	6 7 6 0 0 0
	①から⑩までの計		青色申告特別控除額 (55)	6 5 0 0 0 0
	社会保険料控除 (13)			1 7 7 4 4 4
雑損控除 (26)			5 5 4 5 4 6 9	
合計 (25+26+27+28)			6 9 8 7 4 1 2	

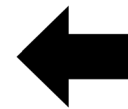
第一表 (令和三年分以降用)

④・⑤・⑥又は⑦の記入を忘れなく

社会保険料控除 (13)	1 7 7 4 4 4
小規模企業共済等掛金控除 (14)	
生命保険料控除 (15)	5 6 3 8 3
地震保険料控除 (16)	1 0 3 5 0
葬儀、ひとり親控除 区分 (17)~(18)	0 0 0 0
勤労学生、障害者控除 (19)~(20)	0 0 0 0
配偶者(特別)控除 区分 1 区分2 (21)~(22)	3 8 0 0 0 0
扶養控除 区分 (23)	0 0 0 0
基礎控除 (24)	4 8 0 0 0 0
⑬から⑳までの計 (25)	1 1 0 4 1 7 7
雑損控除 (26)	5 5 4 5 4 6 9
医療費控除 区分 (27)	3 3 7 7 6 6
寄附金控除 (28)	
合計 (25+26+27+28) (29)	6 9 8 7 4 1 2

所得から差し引かれる金額

税理士浅原慎一郎先生(静岡市)が台風15号支援のために作成された記入サンプル



上記浅原税理士のYoutubeチャンネルで具体的な申告書の書き方が解説されています(家財については17分41秒~)